別添３

ご家庭向け

環形 LED 光源に交換する際のご注意

既存の蛍光灯照明器具をそのまま利用して環形蛍光ランプを環形LED光源に交換する方法は、照明器具との組合せを間違うと発煙や火災の原因となる可能性がありますので、十分な注意が必要です。LED光源に交換する際は、**次の3点**を事前にご理解いただいたうえで、購入のご判断をお願いします。

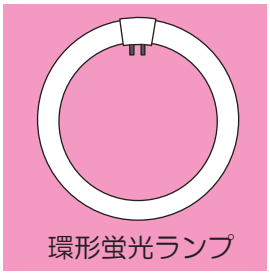

環形蛍光ランプ

(1) 交換する LED 光源と照明器具の組合せが不適切な場合、重大事故の懸念があります。

組合せが不適切な場合、LED光源が点灯しないことがあります。また、照明器具内の部品が異常に高い温度となり、発煙や火災が懸念される例も確認されています。

LED光源と蛍光灯器具との組合せが適切かどうかは、LED光源メーカー、LED光源の販売店にお問合せいただくか、LED光源の個装箱や取扱説明書の注意事項をご確認ください。

(2) 照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。

蛍光灯照明器具は、蛍光ランプと組合わせることを前提に設計されており、製品保証は、照明器具メーカーの指定する蛍光ランプを使用した場合のみに適用されます。

LED光源を使用した場合には、照明器具メーカーは責任を負うことができず、製品保証は適用外になります。

(3)「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える。」と考えるのは間違いです。

ランプ以外の照明器具の部品も、使用年数に伴い劣化します。一般に、使用年数が10年を過ぎると、故障率が急に増えることが知られています（下図参照）。

安全で快適な照明環境のため、お使いの照明器具の適正交換時期（10年）を考慮いただき、ランプ交換やLED光源への交換ではなく、照明器具の買替えをご検討くださるようにお願いします。

故障率と器具交換イメージ

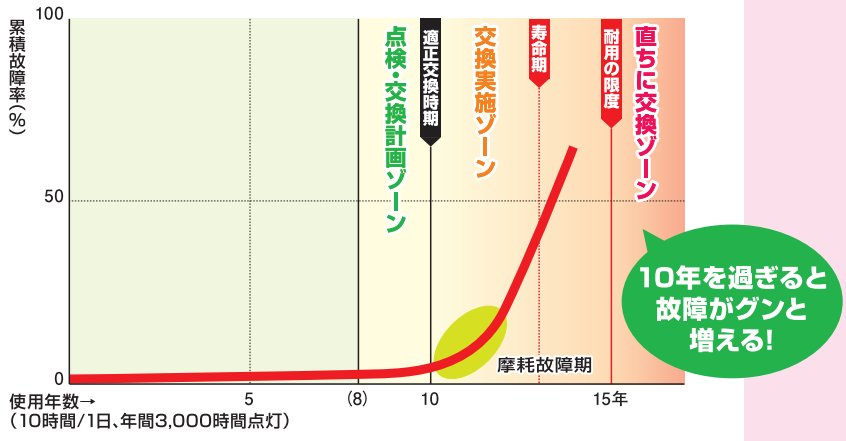

JIS C 8105-1(2017)「照明器具-第1部:安全性要求事項通則 解説」解説図9に基づきJLMA作成

一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行ビル8F　電話:(03)6803-0501(代)　FAX:(03)6803-0064

http://www.jlma.or.jp/

JLMAP 2010A
2016年11月発行